

責任ある鉱物原料調達方針

三井金属グループが実施する鉱物原料の調達に関連し、OECD ガイダンス Annex II に規定する、

(1) 鉱物原料の採取、輸送、または取引に伴う体系的または広範に及ぶ人権侵害への対応。

- ・あらゆる形態の拷問、または非人道的で品位を傷つける扱い。
- ・あらゆる形態の強制労働。
- ・最悪な形態の児童労働。
- ・広範な性的暴力など、その他の著しい人権侵害および虐待。
- ・戦争犯罪もしくはその他の深刻な国際的人道法の違反行為、人道に対する犯罪、もしくは集団虐殺。

(2) 非政府集団に対する直接または間接的支援への対応

- ・鉱山を違法に支配するか、もしくは輸送ルート、鉱物の取引拠点、およびサプライチェーンにおいて上流の関係者を支配行為。
- ・鉱山へのアクセスポイント、輸送ルート沿い、鉱物の取引拠点等において、違法な課税及び金銭や鉱物の恐喝行為
- ・中間業者や輸出企業、もしくは国際取引業者に対する違法な課税や恐喝行為

(3) 贈収賄および原産地の詐称への対応

(4) 鉱物の採取、取引、ならびに紛争地域および高リスク地域（CAHRA）からの輸出に関連して政府へ納付すべき税金、手数料、および採掘料の債務不履行への対応

(5) マネーロンダリング及びテロリストへの資金提供の防止への対応

(6) 紛争への加担への対応

(7) 事業の誠実性と倫理的行動の実現、採取産業透明性イニシアチブ（EITI）など関連イニシアチブの実行支援への対応

などに係るリスク管理を「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューデリジェンス・ガイダンス Annex I 鉱物サプライチェーンのための 5 段階の枠組み」を組み込み推進します。

人権・労働、安全衛生、環境及び倫理に関する取り組みは三井金属グループ方針に従い推進していきます。

1、管理体制の構築

鉱物原料のサプライチェーン・トレサビリティーシステムを実施するための体制を構築し、コンプライアンス責任者、サプライチェーン責任者およびシステム責任者を選任し、責任、権限を明確にして、鉱物原料の責任ある調達管理を推進します。

2、教育訓練の実施

鉱物原料調達に係る全ての従業員のための教育・訓練を継続的に計画し実施します。

3、コミュニケーション

全ての従業員又は外部のステークホルダーが鉱物原料のサプライチェーンや新たに確認されたリスクに関する懸念事項について匿名で発言できる仕組みを構築し、推進します。

4、サプライチェーン・デューデリジェンス評価

三井金属グループが OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas, London Bullion Market Association (LBMA) の Responsible Gold Guidance、Responsible Silver Guidance 及び London Metal Exchange(LME)の Joint Due Diligence Standard の要求事項に対応したプロセスに従って鉱物原料の調達活動を実施します。購入した鉱物原料のサプライチェーン・デューデリジェンスを継続的に実施し、サプライチェーンの全体像を把握し、効果的にリスク評価を行います。

5、取引のモニタリングと記録

サプライチェーン及びリスクプロファイルに関し、知り得た情報と実際の取引との整合性を確認し、その記録を適切に保管管理します。

6、特定されたリスクへの管理戦略の策定と実行

リスク評価の結果、高リスクと判断した場合は、リスク緩和を図り、リスク緩和が図れない場合は、サプライチェーン責任者が原料購入の即時停止を決定します。

7、第三者監査の実施

監査ガイダンスに準拠して実施される第三者機関による監査を受審し、第三者保証を取得し、その監査結果を報告いたします。

8、情報開示

三井金属グループが London Bullion Market Association (LBMA) の Responsible Gold Guidance、Responsible Silver Guidance 及び London Metal Exchange(LME) Joint Due Diligence Standard の要求事項に対応したプロセスに従って行われた鉱物原料の調達活動の年次報告及び第三者監査報告書はウェブサイトで開示いたします。

2023年9月25日